

静岡県告示第641号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年10月8日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊久美藤枝線	藤枝市大手二丁目256番の12から 藤枝市大手二丁目258番の11まで	令和6年10月8日

=====

静岡県告示第642号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年10月8日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
島田岡部線	藤枝市大手二丁目258番の11から 藤枝市大手二丁目256番の12まで	令和6年10月8日